

公告

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小牧市契約規則（昭和55年規則第11号）第7条の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

平成 30 年 10 月 17 日

小牧市病院事業
管理者 末永 裕之

工事名		小牧市民病院北棟改修工事（10055773）
路線等の名称		
工事場所		小牧市常普請一丁目20番地 他
工期		平成 31 年 02 月 01 日 ～ 平成 31 年 10 月 31 日
工事概要		・新病院に移転する部門の跡地を、既存棟に残る部門が移転するための内部改修工事 （各階主要室の改修内容） 地下1階電気室、機械室を更衣室へ改修 1階放射線治療室を更衣室へ改修 3階病棟全面を事務部門へ改修 4階MEセンターを研修室へ、サーバー室をトレーニングセンターへ改修 ・管理棟に新設される電気室より高圧供給を行うことによる、既存の発電機の撤去。 ・既存の中央式熱源機器は撤去し、管理棟より冷温水を供給
予定価格		金840,900,000円 （この金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額である。）
低入札調査基準価格		【低入札調査基準価格】 有 低入札調査基準価格の算出方法：建築工事 【失格判断基準価格】 有
入札等の方法		あいち電子調達共同システム（CALS／EC）を使用すること。 ・総合評価落札方式
入札参加資格	建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築一式について建設業の許可を受けている者であること。
	所在地	小牧市内本店 小牧市内支店 愛知県内本店 愛知県内支店
	総合評定値	建築一式工事 小牧市内本店 900点以上を有する者。 小牧市内支店 900点以上を有する者。 愛知県内本店 1100点以上を有する者。 愛知県内支店 1100点以上を有する者。
	施工実績	過去10年間（平成20年4月1日から入札参加申込書を提出する前日まで。）に、国内において国又は地方公共団体が発注した建築一式工事の元請として、市内本支店は請負金額（税込）が2億2千万円以上の工事を履行した実績があることとし、県内本支店（市内本支店を除く。）は請負金額（税込）が4億5千万円以上の工事を履行した実績があること。 なお、企業体の構成員としての施工実績については、出資比率が20％以上の工事に限るものとし、出資比率を掛けた請負金額とする（小数点以下切捨て）。

格要件	配置技術者	建築一式工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者を専任の監理技術者として配置し得ること。
	その他	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。 (2) 小牧市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。 (3) 指名停止、暴力団排除措置を受けていない者であること。 (4) 民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。 (5) 営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者であること。 (6) 当該工事に係る設計事務等の受託者又は当該受託者と資本を若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 「当該工事に係る設計事務等の受託者」とは、次に掲げる者である。 設計業者 株式会社 梓設計 中部支社 (7) その他、小牧市事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）公告説明書による。
入札参加申込書等の提出		入札参加を希望する者は、次により入札参加申込書（様式第1）を電子入札システムにて提出しなければならない。また、総合評価落札方式の場合には、総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）を小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出しなければならない。 期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することができない。 【提出書類】 ・入札参加申込書 (1) 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1） ・技術資料 (1) 総合評価（特別簡易型）技術資料 【提出期間】 平成 30 年 10 月 18 日（木） 午前 09 時 00 分 から 平成 30 年 11 月 8 日（木） 午後 05 時 00 分 まで 【その他】 必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。
設計図書の配布		あいち電子調達共同システム（CALS/EC）のポータルサイトからダウンロードする方法により配布する。 【配布期間】 公告日から入札参加申込書提出期限まで
現場説明会		無
設計図書に対する質問等		設計図書に対する質問は文書（設計図書等質問書（様式第3））により、小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出すること。 【質問期限】 平成 30 年 11 月 15 日（木） 午前 10 時 00 分 まで 【回答方法】 入札情報サービスにて閲覧に供する。
質問回答予定日		平成 30 年 11 月 27 日（火） 午前 11 時 00 分 から
入札書及び工事費内訳書の提出方法等		電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。 【提出期間】 平成 30 年 12 月 06 日（木） 午前 09 時 00 分 から 平成 30 年 12 月 07 日（金） 午後 05 時 00 分 まで
開札日時		平成 30 年 12 月 10 日（月） 午前 09 時 30 分

開札場所	小牧市役所本庁舎 4 階 契約検査課
落札候補者の決定	落札候補者を決定し、電子入札システムにより通知する。 開札終了後、落札候補者は資格確認書類を落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して 2 日以内（休日を除く）に小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出すること。 なお、期限までに提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。 【提出書類】 （１）制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 5） ※資料を添付すること 【その他】 必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。
契約書作成の可否	要
前払金及び中間前払金	有
入札保証金	免除
契約保証金	有
労働環境の確認	有 労働環境の確認に関する特記事項を確認すること
入札及び契約手続等	地方自治法、小牧市契約規則（昭和 5 5 年小牧市規則第 1 1 号）、小牧市建設工事等に係る電子入札実施要領（平成 2 0 年 3 月 2 8 日 1 9 小総第 1 2 4 7 号）、あいち電子調達共同システム（C A L S / E C）利用規約（平成 1 8 年 9 月 6 日施行）、小牧市建設工事総合評価競争入札試行要綱（平成 2 0 年 2 月 5 日 1 9 小総第 1 0 0 7 号）、小牧市入札参加者心得書及び小牧市事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）公告説明書を確認すること。
問い合わせ先	小牧市堀の内三丁目 1 番地 小牧市総務部契約検査課契約係 電話（0568）76-1103（直通）

別記 1 「総合評価に関する評価項目と評価基準」

1 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は、以下のとおりとする。

A (配点 7 点)

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
企業 の 施 工 能 力	①企業評価対象工事 の施工実績（過去 10 年間：平成 20 年 4 月 1 日から技術資料を 提出する前日までに 完了）※ ¹	施工実績を確認できるもの （コリンズ竣工時カルテ受 領書の写し等） （10 件まで）	7 件以上あり	4 点
			5 件～6 件	3 点
			3 件～4 件	2 点
			1 件～2 件	1 点
			上記項目に該当しない	0 点
	②ISO9001・I SO14001 認証取 得の有無※ ²	取得済とわかる書類の写し	両方の認証を受けている	2 点
			どちらかの認証を受けている	1 点
			上記項目に該当しない	0 点
	③国又は地方公共団体 における優良工事表彰 等の有無（過去 3 年 間：平成 27 年 4 月 1 日から技術資料を提出 する前日まで）※ ³	優良工事表彰された工事 であることを証明する表彰状 等の写し	表彰あり	1 点
			表彰なし	0 点

※¹ 企業評価対象工事は、元請として施工した建築一式工事のうち、次に掲げる工事とする。なお、企業体の構成員としての施工実績については、出資比率が 20%以上の工事に限るものとし、出資比率を掛けた請負金額とする（小数点以下切捨て）。

評価対象工事：国内において、国又は地方公共団体が発注した建築一式工事で請負金額（税込）が 9 億円以上の工事

※² 本案件公告日までに、入札に参加する支店・営業所が認証されていること。

※³ 優良工事表彰とは、国又は地方公共団体で、優良工事として表彰されたものとする。（同業種に限定するものではありません。）表彰等の日付が該当期間内のものを実績と認める。小牧市については、優良工事として公表されたものは、添付書類を必要としない。技術資料提出後に、小牧市の優良工事として公表されていたことが判明しても加点はしない。小牧市の優良工事の公表期間を過ぎているものについては、技術資料を提出する前に小牧市役所契約検査課に確認すること。

B（配点 8 点）

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
配置技術者の能力	①技術者評価対象工事の施工実績（過去 10 年間：平成 20 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日までに完了）※1※3	施工実績を確認できるもの（コリンズ竣工時カルテ受領書の写し等）（5 件まで）	対象工事实績数×1 点（最大 5 点）	0 点～5 点
	②工事成績の評定点（過去 5 年間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに完了した工事の内 1 件）※1※3	工事成績が確認できるもの（工事成績評点結果通知書等の写し）	80 点以上	2 点
			75 点以上 80 点未満	1 点
			75 点未満又は実績なし	0 点
	③継続教育（CPD）の取組実績※2※3	建設系 CPD 協議会が発行した実績証明書の写し	継続教育の証明あり	1 点
			継続教育の証明なし	0 点

※1 技術者評価対象工事は、元請として施工した建築一式工事のうち、次に掲げる工事とする。なお、企業体の構成員としての施工実績については、出資比率が 20%以上の工事に限るものとし、出資比率を掛けた請負金額とする。（小数点以下切捨て）

評価対象工事：国内において、国又は地方公共団体が発注した建築一式工事で請負金額（税込）が 9 億円以上の工事

※2 配置する技術者が、建築 CPD 運営会議に加盟する団体が発行する CPD（継続教育）の単位を平成 29 年 4 月 1 日から技術資料を提出する前日までの間に年間推奨単位（各団体の 1 年間の推奨単位（ユニット等））以上取得していること。

※3 配置しようとする技術者の実績を求めるが、入札参加申込みの時点で配置技術者を特定することができない場合は、候補とするすべての配置技術者について資料に記入すること。①、②、③の実績は同一人のものであること。複数の候補者がいる場合は、その評価は①、②、③の加算点の合計が最も低い候補者のものを使用する。

C（配点 5 点）

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
地域精通度・地域貢献度	①契約締結する営業所等の所在地※ ¹		小牧市内に本店を有する	3 点
			小牧市内に支店、営業所を有する	1 点
			上記項目に該当しない	0 点
	②愛知県ファミリーレンドリー企業登録の有無※ ²	企業登録証の写し	登録あり	1 点
			登録なし	0 点
	③障がい者雇用の有無※ ³	雇用を証明できる書類の写し※ ⁴	雇用している	1 点
			雇用していない	0 点

※¹ 本案件公告日における小牧市へ登録されている本店、支店、営業所

※² 本案件公告日までに認証されていれば認める。

※³ 「障がい者雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率を達成しているもの、又は、雇用義務がなくても障がい者を雇用していれば認める。

※⁴ 常用労働者が 50 人以上の事業所は、ハローワークに提出する雇用に関する状況表の写し。常用労働者が 49 人以下の事業所は、雇用している従業員証、障害者手帳の写し。

2 ヒアリングについて

提出された技術資料又は配置技術者に対するヒアリングを行うことがあるが、ヒアリングを行う場合は、その日時・場所等について別途通知する。

3 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び添付書類に基づき、1 の評価基準で審査し算出する。提出書類のみでは判断ができない場合、内容の確認や追加資料の提出を求めることがある。

また、提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れでも書類の再提出は認められない。なお、この場合は加算対象とならない。

4 その他

(1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

低入札調査基準価格について

この工事の低入札調査基準価格は、次の算出方法により得た額により設定します。

公表の時期及び算出方法

公表時期	最低制限価格		
<u>事後公表</u>	建築工事	予定価格 算定上の $\left(\begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 85\% \times 85\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 80\% \\ \text{一般管理費} \times 55\% \end{array} \right)$	の合計額(千円未満切捨て) $\times 1.08$ (消費税及び地方消費税)

- ※ 上記により算出した額が予定価格の10分の8を超える場合は10分の8に相当する額、また10分の7に満たない場合は10分の7に相当する額とする。
- ※ 建築工事において直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費以外に別途計上している場合（仮囲い、交通誘導員、室内環境測定、ガス工事、廃材処分費等）は、直接工事費に加えて算出する。

支払い条件の注意事項

小牧市工事請負契約約款の規程に基づき前払金等を支払うものとし、多年度にわたる業務の支払いについては以下のとおりとする。

出来高予定	平成30年度末の出来高予定は0%とする。
前払金の支払	契約金額に10分の4の割合を乗じて得た額を支払うものとする。 (1) 平成30年度の前払金は、同年度末の出来高予定に4割を乗じて得た額を支払うものとする。 (2) 平成31年度の前払金は、契約金額に4割を乗じて得た額から、(1)の額を控除した額とする。
中間前払金の支払い	契約金額に10分の2の割合を乗じて得た額を支払うものとする。 (1) 平成30年度の中間前払金は、同年度末の出来高予定に2割を乗じて得た額とする。ただし、契約金額が変更された場合は、前払金と中間前払金の合計額は出来高予定額の10分の6を超えてはならない。 (2) 平成31年度の中間前払金は、契約金額に2割を乗じて得た額から、(1)の額を控除した額とする。
契約金の支払	(1) 平成30年度の支払限度額は契約金額に同年度末の出来高予定を乗じて得た額の9割とする。

労働環境の確認に関する特記事項

1. 請負者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、小牧市指定の調査票（労働環境チェックシート）を記入し、本契約締結後速やかに提出するものとする。ただし、後日下請け契約をした業者については、その都度、労働者の確保計画及び工事下請負届（下請負の内訳を含む）を提出するものとする。
2. 小牧市は、調査票（労働環境チェックシート）の内容を、完了検査時または、必要に応じて、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
3. 作成要領等
 - （1）対象となる契約
事後審査型制限付一般競争入札公告において、労働環境の確認が「有」のもの
 - （2）提出先
小牧市総務部契約検査課 工事検査係
 - （3）注意事項
 - ①「労働環境チェックシート」の提出は、契約締結後速やかに提出してください。
その際、下請負者が確定していない場合は、確定している下請負者の分を提出し、後日下請け契約をした業者については、その都度、労働者の確保計画及び工事下請負届（下請負の内訳を含む）を提出してください。
 - ②工事下請負届（下請負の内訳を含む）は発注課に提出する写しを提出してください。
 - ③「労働環境チェックシート」の印は、契約の締結に使用する印鑑です。
 - ④「労働者の確保計画」の対象となる労働者の範囲は、本契約における工事に主として従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当する労働者とします。
 - ⑤「労働者の確保計画」の最低労働賃金単価は、対応する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します。

【問い合わせ先】

小牧市総務部契約検査課 工事検査係 Tel：0568-76-1154

労働環境チェックシートについて

今回小牧市では、履行の品質を確保するとともに、公共サービスの実施に従事する者の労働環境について、調査するものです。下記労働環境チェックシートの提出にご協力ください。

労働環境チェックシート 「はい」、「いいえ」の該当する方を○で囲んでください。

1. 労働条件等		
Q1)	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい ・ いいえ
Q2)	3 6 協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	はい ・ いいえ
Q3)	就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	はい ・ いいえ
2. 安全衛生関係		
Q4)	毎年定期的に健康診断を実施していますか。また、産業医・衛生管理者の選任は適正ですか。	はい ・ いいえ
Q5)	事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい ・ いいえ
3. 労働時間の管理		
Q6)	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい ・ いいえ
Q7)	休暇・休日の取得状況及び管理は適切ですか。	はい ・ いいえ
4. 賃 金		
Q8)	賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていますか。	はい ・ いいえ
Q9)	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい ・ いいえ
Q10)	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月 1 回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい ・ いいえ
Q11)	当該契約における工事に主として従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか	別紙に記入
5. 各種保険加入の手続き		
Q12)	社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等が適正ですか。	はい ・ いいえ
6. 法定帳簿等の整備状況		
Q13)	法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	はい ・ いいえ
Q14)	労働条件通知書（雇用契約書）が整備されていますか。また、労働者に交付していますか。	はい ・ いいえ

★下請負契約を結ぶ場合、下請負人に対する元請負人の義務等については、建設業法に定められているところです。特に、下請負契約及び下請負代金支払の適正化並びに下請労働賃金の確保などが求められています。

については、下請負に関し、下記の書類を添付してください。

○労働者の確保計画（別紙）

○工事下請負届（下請負の内訳を含む）※発注課に提出する写し

工 事 名 _____

住所又は所在地

氏名 又は 商号

代 表 者 _____ 印

担当者・連絡先 _____

労働者の確保計画

[illegible]

「対象とする労働者の範囲」

本契約における工事に主として従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される 5 1 職種に該当する労働者とします。

※現場代理人・監理技術者・主任技術者・会社役員等は含みません

※雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該工事に従事している者について記入してください。

〔最低労働賃金単価について〕

対応する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します。

以下の構成により算出した額を、会社所定の1ヶ月の労働日数により日単位に換算します。

(基本給相当額)・(基準内手当)・(臨時の給与(賞与等))・(実物給与)の合計額

※基準内手当とは、家族手当（扶養手当）・通勤手当・都市手当（地域手当）・住宅手当・現場手当・技能手当・精勤手当等

○提出時の注意事項

- ①労働環境チェックシートに添付し、本契約締結後速やかに提出してください。
- ②下請負者が全て確定していない場合は、確定している下請負者の分を提出してください。
- ③後日下請け契約をした業者については、その都度、労働者の確保計画及び工事下請負届（下請負の内訳を含む）を提出してください。
- ④工事下請負届は発注課に提出する写しを提出してください。

対象となる51職種

種										職									
官工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工
管	水	金		ふ	装	具	温	口	機	導	導	リ	ル	シ	き	ス	ト	ッ	ク
つ		イ	ッ	根	ラ	ク	ブ	築	備	通	通								
左配	は	防	板	タ	サ	屋	内	ガ	建	ダ	保	建	設	交	交				
工	工	員	役	工	工	役	役	員	員	士	員	員	工	工	工				
殊	業	話	殊	装	話	話													
岩	特	作	世	特	塗	世	世	船	船										
ル	ル	ル	う	う	う	般													
く	ネ	ネ	よ	よ	よ	一	級	通											
ン	ン	ン	リ	リ	リ	木													
さ	ト	ト	ト	橋	橋	橋	土	高	普	潜	潜	山	軌	型	大				
員	員	員	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工				
業	業																		
作	作	園	面	び															
殊	通																		
特	普	輕	造	法	と	石	ブ	電	鉄	鉄	塗	溶	運	運	潜				

※各職種の定義については、国土交通省ホームページ等を参照してください。